

避難指示で安全な場所へ逃げましょう

災害時に発表される避難情報が変更となり、これまでの「避難勧告」は廃止され、「避難指示」に統一されました。災害時に自分がどのタイミングで避難するかをあらかじめ確認し、普段からどう行動するかを決めておきましょう。

- ・避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人などは、警戒レベル3「高齢者等避難」で危険な場所から避難しましょう。
- ・警戒レベル4「避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	ぎんぎゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

出典：内閣府(防災担当)・消防庁

## 申請時のお願い

罹災証明書および被災証明書の申請時には、被災状況がわかる「全体」と「詳細」の記録(写真撮影)をお願いします。

なお、被災状況の記録は損害保険などの請求にも必要になる場合があります。

※被災状況がわかる写真などの提出がない場合、証明書を発行できない場合があります。

## 対象

- ・罹災証明書 住家の被害
- ・被災証明書 空き家、納屋および倉庫などの非住家建物、カーポートや自動車など工作物および動産、所有するアパートの被害など

**申請期限** 災害発生日から6か月以内

**申請方法** 税務課資産税係の窓口へ申請書と写真などの関係資料を提出

**持ち物** 印鑑、身分証明書、被災状況の確認できる写真、建物図面など間取りがわかるもの(提出可能な場合)、修理費用のわかる請求書、見積書など

※代理人の場合は委任状と代理人の身分証明書を持参

※詳細は市ホームページ(右記)をご覧ください。

